施工条件明示事項（特記仕様）	
工　　程	①　着手日は令和８年１１月１６日（月）以降とする。 ②　工期を遵守すること。 ③　入札決定後、早急に工程表を作成し、静香園事務所職員と協議の後、工程を決定すること。
施工時間等	①　原則昼間施工とし、8:30～17:00 を厳守すること。但し、設備利用に支障が無い時間帯とする。 ②　工事工程については事務所職員と協議の上、施工時間・工程を決定すること。 ③　静香園職員又は周辺施設等から要請があった場合、工事の一時中断等に対応すること。
用地関係	①　静香園職員及び周辺施設職員との協議を密にし、トラブルにならぬようにすること。 ②　工事車両については静香園職員の指定する場所に駐車すること。
安全対策	①　作業員等は施設立入前に体温測定を行い、体温が３７．５℃以上であった場合は立入を禁ずる。 ②　施設内ではマスクを必ず着用する。マスクは事業者にて準備すること。
廃棄物	①　工事等で生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「フロン排出抑制法」等に基づき適正に処分すること。 ②　産業廃棄物の処分費は産業廃棄物処理税相当額を含んでいる。 ③　建設リサイクル法を遵守し、分別解体及び特定建設資材の再資源化を行うこと。 ④　場内に廃材を仮置きする場合は分別ボックスを配置し適切に分別すること。 ⑤　事前に廃棄物処分計画書を提出し、承認を得た後、着工すること。
その他	①　敷地内外の工作物等を汚損・破損した場合は、無償で原状復旧をすること。 ②　作業員名簿を記録し、施設への入退室者がわかるようにするとともに、工事関係者とわかるような名札等をつけること。 ③　施工中に工事対象外の部分に損害が生じた場合は、施工業者の責任において修理・弁償等の補償を行うこと。 ④　原則、数量変更に伴う増減契約変更はしない。 ⑤　工事に伴う官公庁等への手続きは遅延なく請負業者の負担において行うこと。 ⑥　工事着工前・騒音作業等を行う際には、必ず、静香園職員、周辺施設職員への周知を行うこと。